

# 秋田県公報

目次

次

ページ

公安委員会規則

秋田県公安委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（平・編第199条）

秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平・編第200条）

秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平・編第201条）

## 公安委員会規則

### 秋田県公安委員会規則第5号

秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

（個人情報開示請求書）

第3条 条例第15条第1項の規定による開示請求書の提出は、個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

（本人等であることを証明するために必要な書類）

第4条 条例第15条第2項（条例第21条第5項、第25条第3項、第26条の8第2項及

び第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をし、開示を受け、又は申出をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として公安委員会が認めるもの
- (2) 遺族又は法定代理人（法人を除く。）が請求をし、開示を受け、又は申出をする場合 当該遺族又は法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他遺族又は法定代理人であることを証明する書類として公安委員会が認めるもの
- (3) 法定代理人（法人に限る。）が請求をし、又は申出をする場合 成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として公安委員会が認めるもの
- (4) 法定代理人（法人に限る。）が開示を受ける場合 当該法人の代表者に係る第1号に定める書類及び当該法人の登記事項証明書

2 公安委員会は、法定代理人（法人に限る。）の代表者から公安委員会が別に定める書類の提出又は提示があったときは、当該法人の代表者以外の役員又は従業員に条例第21条第1項の規定による開示を受けさせることがある。

（法定代理人の資格喪失の届出）

第5条 条例第14条第3項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第19条各項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面での旨を公安委員会に届け出なければならない。条例第21条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第24条第3項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合において、前項前段中「第19条各項」とあるのは、「第26条の2各項」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は、条例第26条の7第3項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項前段中「第19条各項」とあるのは、「第26条の10各項」と読み替えるものとする。

4 第1項前段の規定は、条例第27条第3項の規定により是正の申出をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項前段中「第19条各項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。

（個人情報開示決定通知書等）

第6条 条例第19条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書（様式第3号）

- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報非開示決定通知書（様式第5号）
- (4) 個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定をしたとき 個人情報開示請求拒否決定通知書（様式第6号）
- (5) 個人情報を保有していない場合の開示しない旨の決定をしたとき 不存在による個人情報非開示決定通知書（様式第7号）
- 2 条例第19条の2第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第8号）によるものとする。
- 3 条例第19条の3の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第9号）によるものとする。
- (個人情報開示請求事案移送通知書)
- 第7条 条例第19条の4第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第10号）によるものとする。  
(意見照会書等)
- 第8条 条例第20条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書（様式第11号）によるものとする。
- 2 条例第20条第3項の規定による通知は、個人情報の開示決定に関する通知書（様式第12号）によるものとする。  
(電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法)
- 第9条 条例第21条第2項第2号に規定する公安委員会が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。
  - (1) ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの視聴
  - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付  
(開示の実施等)
- 第10条 開示決定の通知を受けた者は、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該開示決定に係る個人情報の開示を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、行政文書（行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い扱うこととし、これを改ざん

- し、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。  
(行政文書の写しの作成方法等)
- 第11条 行政文書の写しの作成の方法は、公安委員会が別に定める。
- 2 行政文書の写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。  
(開示請求等の特例)
- 第12条 公安委員会は、条例第22条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができ個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。
- 2 条例第22条第1項の規定により開示請求をしようとする者は、第4条第1項第1号に定める書類又は公安委員会が別に定める書類を提示しなければならない。
- 3 条例第22条第2項の規定による開示は、個人情報が記録された行政文書の閲覧の方法により行うものとする。  
(費用の納付)
- 第13条 条例第23条に規定する費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納めるものとする。  
(個人情報訂正請求書)
- 第14条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、個人情報訂正請求書（様式第13号）によるものとする。  
(個人情報訂正決定通知書等)
- 第15条 条例第26条の2第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
  - (1) 個人情報の全部について訂正をする旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第14号）
  - (2) 個人情報の一部について訂正をする旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第15号）
- 2 条例第26条の2第2項の規定による通知は、個人情報非訂正決定通知書（様式第16号）によるものとする。
- 3 条例第26条の3第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第17号）によるものとする。
- 4 条例第26条の4の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第18号）によるものとする。  
(個人情報訂正請求事案移送通知書)
- 第16条 条例第26条の5第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

書（様式第19号）によるものとする。  
（個人情報訂正通知書）

第17条 条例第26条の6の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第20号）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第18条 条例第26条の8第1項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第21号）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第19条 条例第26条の10第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）

(2) 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第23号）

2 条例第26条の10第2項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書（様式第24号）によるものとする。

3 条例第26条の11第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第25号）によるものとする。

4 条例第26条の12の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第26号）によるものとする。

（個人情報取扱是正申出書）

第20条 条例第28条第1項の規定による書面の提出は、個人情報取扱是正申出書（様式第27号）によるものとする。

（個人情報取扱是正申出に係る処理通知書）

第21条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出に係る処理通知書（様式第28号）によるものとする。

（個人情報保護審査会諮問通知書）

第22条 条例第31条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第29号）によるものとする。

（運用状況の報告）

第23条 公安委員会は、条例の運用状況に関し知事が必要と認める事項について、毎年、知事に報告するものとする。

（委任）

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

様式第1号 個人情報取扱事務登録簿(第2条関係)

(A4判)

個人情報取扱事務登録簿						
事務区分	全所属共通	署共通	固有	登録簿を作成した組織の名称		
登録年月日	年 月 日			開始(変更)年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の名称		( 枚中 枚 )				
個人情報取扱事務の目的 (根拠法令等)						
個人情報取扱事務を所管する組織の名称						
個人情報の対象者の区分						
個人情報の対象者						
個人情報の記録項目	基本的事項	氏名 年齢・生年月日	識別番号 電話番号	本籍・国籍 性別	住所 ( )	
	心身の状況	健康状態	病歴	障害の程度	( )	
	家庭状況等	家族状況	親族関係	婚姻歴	( )	
	社会生活	職業・職歴 成績・評価	学歴・学業 所属団体	資格 趣味	賞罰 ( )	
	財産の状況	資産	収入	納税状況	公的扶助 ( )	
	その他	意見・要望	相談内容	( )		
	思想・信条等	思想・信条	信教	( )	左の個人情報収集の根拠 条例第7条第2項 第1号 法令等 ( ) 第2号 犯罪の予防等 第3号 審査会意見	
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	人種・民族	犯罪歴	( )			
個人情報の収集先		本人 本人以外(条例第7条第3項第 号該当)				
		本人以外の区分	他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ( )			
		同一実施機関内の利用				
個人情報の利用又は提供の状況		目的外利用・提供	有(条例第9条第1項第 号該当) 無			
		目的外の利用又は提供先	同一実施機関内 他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ( )			
個人情報の処理形態		文書・図画・写真		電磁的記録(媒体・システム名: )		
		オンライン結合の有無		有(システム名称: ) 無		
個人情報取扱事務の委託		有 (委託の内容: ) 無				
個人情報記録されている主な行政文書の名称						



様式第3号 個人情報開示決定通知書(第6条関係)

(A4判)

個人情報開示決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日( ) 午前 時 分 午後
開示の場所	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

- 注1 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当所属等へ御連絡ください。
- 注2 開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明することができる書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
- 注3 遺族又は法定代理人が請求し、開示を受ける場合には、遺族又は法定代理人に係る注2の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 注4 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

様式第 4 号 個人情報部分開示決定通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報部分開示決定通知書

様

秋公委第 号  
年 月 日

秋田県公安委員会 印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開 示 の 日 時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
開 示 の 場 所	
開示しないこととした部分	
開 示 し な い 理 由	秋田県個人情報保護条例第16条第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
この処分に不服がある場合の救 済 方 法	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

- 注 1 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当所属等へ御連絡ください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明することができる書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 遺族又は法定代理人が請求し、開示を受ける場合には、遺族又は法定代理人に係る注 2 の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。
- 5 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

様式第 5 号 個人情報非開示決定通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報非開示決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条第 3 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開 示 し な い 理 由	秋田県個人情報保護条例第16条第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

注 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。



様式第 6 号 個人情報開示請求拒否決定通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示請求拒否決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条第 3 項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
請求を拒否する理由	秋田県個人情報保護条例第18条に該当
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第 7 号 不存在による個人情報非開示決定通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

不存在による個人情報非開示決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条第 3 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開 示 し な い 理 由	<p>開示請求に係る個人情報を保有していないため</p> <p>〔内容説明：〕</p>
事 務 担 当 所 属 等	<p>所属</p> <p>担当 電話番号</p>
この処分に不服がある場合の救 済 方 法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第 8 号 個人情報開示決定等期間延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第 9 号 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当 の部分について開示決定等 をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで
	(内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明：
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第10号 個人情報開示請求事案移送通知書(第7条関係)

(A4判)

個人情報開示請求事案移送通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当所属等	所属 担当 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当所属等	所属 担当 電話番号

様式第11号 個人情報の開示に係る意見照会書(第8条関係)

(A4判)

個人情報の開示に係る意見照会書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

秋田県個人情報保護条例に基づき、次のとおりあなた(貴団体)に関する情報が含まれた個人情報について、開示請求がありました。

については、本件開示請求に係る個人情報の開示決定等に対して御意見がある場合は、別紙個人情報の開示に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の名称又は内容	
開示請求に係る個人情報に含まれるあなた(貴団体)に関する情報の内容	
事務担当所属等	所属担当 電話番号
備 考	

( 別紙 )

( A 4 判 )

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

住 所 ( 居所 )

氏 名

( 法人その他の団体にあつては、その名称及び  
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

年 月 日付け 号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

開示請求に係る個人情報 が記録された行政文書の 名称又は内容		
開示決定に対する反対 意見の有無 ( いずれかを で囲んでください。 )	有	無
開示請求に係る個人情報 に含まれる私 ( 当団体 ) に関する情報のうち開示 に反対する部分 ( いずれ かを で囲んでください。 )	一 部	全 部
開 示 決 定 に 反 対 す る 理 由	( 開示に反対する部分を具体的に記入してください。 )	

様式第12号 個人情報の開示決定に関する通知書 ( 第 8 条関係 )

( A 4 判 )

個人情報の開示決定に関する通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けのあなた ( 貴団体 ) に関する情報が含まれた個人情報の開示請求について、秋田県個人情報保護条例第19条第 1 項 ( 第 2 項 ) の規定により次のとおり個人情報を開示することを決定したので、同条例第20条第 3 項の規定に基づき通知します。

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 が 記 録 さ れ た 行 政 文 書 の 名 称	
行 政 文 書 に 記 録 さ れ た あ な た ( 貴 団 体 ) に 関 す る 情 報 の 内 容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
事 務 担 当 所 属 等	所 属 担 当 電 話 番 号
こ の 処 分 に 不 服 が あ る 場 合 の 救 済 方 法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として ( 訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。 )、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>



様式第13号 個人情報訂正請求書(第14条関係)

(A4判)

個人情報訂正請求書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

(郵便番号 )  
 請求者 住 所(居所)  
 氏 名  
 (法人にあっては、その名称及び代表者の  
 氏名並びに主たる事務所の所在地)  
 電話番号

秋田県個人情報保護条例第24条第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂 正 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	(開示を受けた日) 年 月 日 (訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
訂 正 請 求 の 内 容 及 び 理 由	(訂正請求の内容を具体的に記入してください。) (訂正請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 区 分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所) 及び氏名等	氏 名		
	住 所 (居所)	(郵便番号 )	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注4の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 6 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請 求 者 本 人 の 確 認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証
請 求 資 格 の 確 認	戸籍謄本	その他( )	
事 務 担 当 所 属 等	所属	担当	電話番号
備 考			

様式第14号 個人情報訂正決定通知書(第15条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の2第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正をすることと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第15号 個人情報部分訂正決定通知書(第15条関係)

(A4判)

個人情報部分訂正決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の2第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について訂正をすることと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
部 分 訂 正 と す る 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第16号 個人情報非訂正決定通知書 ( 第15条関係 )

( A 4 判 )

個人情報非訂正決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の2第2項の規定により、次のとおり個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当所属等	<p>所属 担当 電話番号</p>
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第17号 個人情報訂正決定等期間延長通知書(第15条関係)

(A4判)

個人情報訂正決定等期間延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の3第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第18号 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書 ( 第15条関係 )

( A 4 判 )

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第19号 個人情報訂正請求事案移送通知書(第16条関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当所属等	所属 担当 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の 事務担当所属等	所属 担当 電話番号

様式第20号 個人情報訂正通知書 ( 第17条関係 )

( A 4 判 )

個人情報訂正通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	



様式第21号 個人情報利用停止請求書 (第18条関係)

( A 4 判 )

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

( 郵便番号 )  
 請求者 住 所 ( 居所 )  
 氏 名  
 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
 氏名並びに主たる事務所の所在地 )  
 電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の 内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所) 及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号)	電話番号

- 注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当所属等	所属	担当	電話番号
備考			

様式第22号 個人情報利用停止決定通知書（第19条関係）

（ A 4 判 ）

個人情報利用停止決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第23号 個人情報部分利用停止決定通知書 (第19条関係)

( A 4 判 )

個人情報部分利用停止決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
部 分 利 用 停 止 と す る 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
この処分に不服がある場合の救 済 方 法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第24号 個人情報非利用停止決定通知書 ( 第19条関係 )

( A 4 判 )

個人情報非利用停止決定通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当所属等	<p>所属 担当 電話番号</p>
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第25号 個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第19条関係）

( A 4 判 )

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第26号 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 ( 第19条関係 )

( A 4 判 )

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第27号 個人情報取扱是正申出書 (第20条関係)

( A 4 判 )

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

( 郵便番号 )  
 申出者 住 所 ( 居所 )  
 氏 名  
 ( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
 氏名並びに主たる事務所の所在地 )  
 電話番号

秋田県個人情報保護条例第27条第 1 項 ( 第 2 項、第 3 項 ) の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

是 正 の 申 出 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	( 是正の申出に係る個人情報 that 特定できるよう具体的に記入してください。 )
違反していると思料する 個人情報の取扱い 及び是正の申出の内容	( 違反していると思料する個人情報の取扱い、是正を求める箇所及び是正の内容を具体的に記入してください。 )

( 遺族・法定代理人記載欄 ) 遺族又は法定代理人が申し出の場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 区 分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所 ( 居所 ) 及 び 氏 名 等	氏 名		
	住 所 ( 居所 )	( 郵便番号 )	電話番号

- 注 1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。  
 2 法定代理人が申し出の場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。  
 3 申出の際には、本人であることを証明するために必要な書類 ( 運転免許証、旅券等 ) を係員に提出し、又は提示してください。  
 4 遺族又は法定代理人が申し出の場合には、遺族又は法定代理人に係る注 3 の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。  
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所 ( 居所 ) 及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

( 職員記載欄 ) この欄には、記入しないでください。

申 出 者 本 人 の 確 認	運転免許証 その他 ( )	旅券	健康保険証
申 出 資 格 の 確 認	戸籍謄本	その他 ( )	
事 務 担 当 所 属 等	所属	担当	電話番号
備 考			

様式第28号 個人情報取扱是正申出に係る処理通知書 ( 第21条関係 )

( A 4 判 )

個人情報取扱是正申出に係る処理通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで申出のありました個人情報の取扱いの是正については、秋田県個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり処理を行ったので通知します。

是正の申出に係る個人情報の内容	
是 正 の 申 出 の 内 容	
処 理 の 内 容	
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	



様式第29号 個人情報保護審査会諮問通知書(第22条関係)

(A4判)

個人情報保護審査会諮問通知書

秋公委第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県個人情報保護条例第30条第1項の規定により秋田県個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第31条の規定に基づき通知します。

<p>不服申立てに係る個人情報の記録された行政文書の名称及び個人情報の内容</p>	
<p>不服申立ての内容</p>	
<p>諮問年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>事務担当所属等</p>	<p>所属 担当 電話番号</p>
<p>備 考</p>	

秋田県公安委員会規則第6号  
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成18年3月24日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表生活安全企画課の項中「ハイテク犯罪対策室」を「サイバー犯罪対策室」に改める。

第4条総務課の項に次の1号を加える。

(9) 個人情報保護の保護に関すること。

第6条交通企画課の項第2号中「交通事故防止対策」を「交通事故防止対策一般」に改め、同条交通指導課の項第5号を次のように改める。

(5) 車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。

第7条国体対策課の項第1号中「及び第7回全国障害者スポーツ大会」を「、第7回全国障害者スポーツ大会及び第59回全国植樹祭」に改める。

第16条第1項の表交通部の項に次のように加える。

高齢者交通事故対策官	命を受け、高齢者を重点とした交通事故防止対策に関する事務を掌理する。
------------	------------------------------------

第16条第1項の表中

ハイテク犯罪対策室長	命を受け、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理する。
------------	-------------------------

理し、室

サイバー犯罪対策室長の職員の職を掌理し、サイバー犯罪対策室長の職員の職を指揮監督する。

交通反則通告センター	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、交通反則通告センターの職員の職を指揮監督する。
------------	--

命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。

交通指導課	交通反則通告センター	命を受け、交通反則通告センターの職員の職を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。
国体対策課	警衛対策官	命を受け、警衛に関する事務を掌理する。

の事務を掌理し、理に関する事務を理する。

に改める。

別表第1由利本荘警察署石脇交番の項中「芦川、石脇、親川、神沢、浜三川、松ヶ崎」を「芦川、蟻山、石脇、井戸尻、親川、片町、神沢、観音町、今野谷地、新組町、砂子下、調練場、瀧浜北、浜三川、浜ノ町、古雪町、松ヶ崎、水林」に改め、同表由利本荘警察署本荘駅前交番の項中「、蟻山」、「、井戸尻」、「、片町」、「、観音町」、「、今野谷地」、「、新組町」、「、砂子下」、「、調練場」、「、瀧浜北」、「、浜ノ町」、「、古雪町」及び「、水林」を削る。

別表第2能代警察署八森警察官駐在所の項及び峰浜警察官駐在所の項を次のように改める。

八森警察官駐在所	山本郡八峰町八森 字中浜92番地5	山本郡八峰町のうち 八森
----------	----------------------	-----------------

峰浜警察官 駐在所	山本郡八峰町峰浜 水沢字三ツ森カッ チキ台15番地6	山本郡八峰町のうち 峰浜石川、峰浜内荒巻、峰浜高野々、峰浜 小手萩、峰浜坂形、峰浜田中、峰浜沼田、 峰浜畑谷、峰浜埜、峰浜水沢、峰浜目名瀧
--------------	----------------------------------	--

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第4条総務課の項に1号を  
加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(862)八七六六〇〇五  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄